

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 8 年 8 月 7 日

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署長 添谷 稔

1. 事業概要

- (1) 事業名 妙見山国有林外ニホンジカ捕獲委託事業（R7 当初明許）
- (2) 事業内容 くくり罠によるニホンジカの捕獲（詳細は仕様書等による）
- (3) 事業場所 福島県郡山市三穂田町下守屋字妙見山国有林外（詳細は仕様書等による）
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和 9 年 2 月 19 日まで

2. 入札の方法

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「東北」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて 4 (2) の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日）9(2)に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

（6）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

（7）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（8）農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（9）本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者 1 名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

① 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

（ア）入札日から遡って 3 年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

（イ）捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

（ウ）「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、入札日当日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は入札日から遡って 3 年以内に受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

② 捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 事業計画書提出日から遡って3年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、事業計画書提出日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は事業計画書提出日から遡って3年以内に受講していること。

③ 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

① 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

② 従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 法人として当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 上記に定める免許や資格、保険は事業計画書提出日と定めがない限り入札日当日にその効力を有していること。

(14) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkohan.html>）

4. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、入札説明書に示す様式により申請書及び確認資料を作成し、次に掲げるところに従い提出の上、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 提出方法

① 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

② 紙入札方式により参加する場合

5(1)の場所に持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る）すること。

(3) 提出期間

① 電子調達システムにより参加する場合

令和8年8月10日午前9時00分から令和8年8月24日午後4時00分まで（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

② 紙入札方式により参加する場合

令和8年8月10日午前9時00分から令和8年8月24日午後4時00分まで（ただし、閉庁期間を除く。なお、郵送の場合は期限内必着とする。）

- (4) (3)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和8年8月27日までに通知する（電子入札システムで参加する場合は、電子調達システムにより、紙入札方式で参加する場合は、郵送により通知する。）。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

5. 契約条項を示す場所、入札説明資料の配布及び期間

(1) 契約条項を示す場所及び入札・契約に関する問合せ先

〒960-8055

福島県福島市野田町7-10-4

福島森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話：024-535-0121

メールアドレス：ks_fukushima_postmaster@maff.go.jp

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

- ① 期間：令和8年8月7日から令和8年9月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ② 場所：(1)に同じ

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

- ① 入札説明書に質問がある場合は、任意の様式による質問書を持参又は郵送で提出すること。
なお、電話や電子による質問は受け付けない。

- ② 期間：令和8年8月10日から令和8年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ③ 場所：(1)に同じ

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

- ① 期間：令和8年9月10日から令和8年9月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- ② 場所：(1)に同じ

なお、福島森林管理署ホームページから「公売・入札情報>入札説明書等に対する質問書及び回答」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/hukusima/koubai/situmon.html>)にて閲覧することもできる。

(5) 現場説明

現場説明は行わない。

6. 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

(1) 入札執行の場所

福島森林管理署 1階 入札室

(2) 入札の日時等

① 電子調達システムにより参加する場合

令和8年9月11日午前9時00分から令和8年9月15日午前10時00分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

② 紙入札方式により参加する場合

令和8年9月15日午前9時55分までに(1)の場所に入札書及び身分が証明できる書類を持参し、令和8年9月15日午前10時00分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とするが、郵便入札を行うときは、上記5(1)の場所に書留郵便又は配達証明郵便で、令和8年9月14日午後4時00分までに到着したものに限るものとし、入札書の日付は令和8年9月15日とする。ただし、開札の結果不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、郵便入札する際には、再度の入札に参加できないことをあらかじめ了解の上、入札を行うこと。

(3) 開札日時

令和8年9月15日午前10時01分

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 事業費内訳書の提出

個々の入札物件の第1回目の入札に際し、入札書とともに事業費内訳書を提出すること。事業費内訳書の様式は自由であるが、作業種別数量、単価、金額等が記載されたものとする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 概算払

概算払は行わない。

(8) 前金払

前金払は行わない

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(10) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(11) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、発注者において紙入札方式に変更する場合がある。その場合は電子調達システム又は電話にて連絡する。

(12) 詳細は入札説明資料による。

8. 配付資料等（例）

(1) 入札説明書

(2) 契約書（案）

(3) 共通仕様書

(4) 特記仕様書

(5) 事業内訳書

(6) 実施箇所位置図

(7) 貸与物品一覧表

(8) 競争参加資格確認申請書様式（様式資1～5）

(9)（参考資料）契約締結後における提出様式（様式1～21）

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)をご覧ください。